

## 財政健全化法を学ぶ

議会運営委員長 齋藤嘉和

8/5～8/6 市町村議会議員短期研修



平成19年6月に成立したこの法律では、財政状況が悪化した自治体に対する規制が行われることになり、次の4つの指標が導入されました。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

この中の一つでも基準以上になると、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

平成19年6月に成立したこの法律では、財政状況が悪化した自治体に対する規制が行われることになり、次の4つの指標が導入されました。

8月5日～6日、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催された議員研修会に参加し、財政健全化法を学びました。

1日目は、「財政健全化法のポイント」、「自治体財政指標の見方」についての講義を受けました。2日目は、6人の小グループに分かれて「財政指標分析」を演習しました。

現在、玉村町の財政に問題はありません。しかし、早期健全化基準を下回つてさえいればOKという考えではなく、常に財政状況の把握に努めなければならぬと考えます。

決算の審査を行う9月議会前にこの研修を受講でき、大変有意義な2日間でした。今後の活動に役立て、玉村町の財政状況をチェックしていきます。

## 読まれる広報紙を目指して

議会広報特別委員長 原幹雄

8/25～8/26 全国町村議会広報研修会

49号を講評して  
いただきました



好評を得た点

- ①行政用語をわかりやすく表記している。
- ②グラフや図などが見やすく、工夫されている。
- ③記事の詰め込みがなく、要約が簡潔で読みやすい。

各講座は、専門家によるものでした。何気なく思っていたこの根拠が分かつたり、新しい発見があつたり、とても有意義なものでした。

インターネットを活用した情報の発信に関する講義は興味深いものであり、情報を伝える立場にある者として大いに啓発されました。

また、議会広報クリニックで当町の「議会だより」も取り上げられ、良好な評価をいたしましたことは、編集に携わる者にとって励みになりました。

町民の皆さんに参加してもらえる広報紙、読んでもらえるわ

かりやすい広報紙を目指して、  
議会議長会主催の「全国町村  
議会広報研修会」に参加しました。

8月25日～26日、全国町村議会議長会主催の「全国町村議会広報研修会」に参加しました。

